

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 <u>20200715</u> 保局第1号 令和2年8月6日</p>	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p>制定 <u>20170718</u> 保局第1号 平成29年 7月25日</p> <p>改正 <u>20171102</u> 保局第2号 平成29年11月15日</p> <p><u>20180323</u> 保局第4号 平成30年 3月30日</p> <p><u>20181105</u> 保局第1号 平成30年11月14日</p> <p><u>20181210</u> 保局第1号 平成30年12月27日</p> <p><u>20181225</u> 保局第2号 平成31年 1月11日</p> <p><u>20190308</u> 保局第1号 平成31年 3月15日</p> <p><u>20190325</u> 保局第1号 平成31年 3月29日</p> <p><u>20190418</u> 保局第1号 平成31年 4月22日</p> <p><u>20190606</u> 保局第1号 令和 元年 6月14日</p> <p><u>20191021</u> 保局第1号 令和 元年11月12日</p> <p><u>20191206</u> 保局第1号 令和 元年12月20日</p> <p><u>20200213</u> 保局第2号 令和 2年 2月28日</p> <p><u>20200408</u> 保局第1号 令和 2年 4月10日</p> <p><u>20200528</u> 保局第1号 令和 2年 6月15日</p> <p><u>20200608</u> 保局第2号 令和 2年 6月26日</p> <p><u>20200619</u> 保局第2号 令和 2年 7月 1日</p>
<p><u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u></p> <p><b>I. 高圧ガス保安法関係</b></p> <p>第3条関係（適用除外）</p> <p>（1）<u>第1項第6号中「電気工作物」の適用範囲となる「液化ガス用貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、平成9年6月1日以降に施設されるものについては、燃料用以外の液化ガス用貯槽も対象に含めるものとし、同年6月1日現在で施設され、又は施設に着手されているものについては、「液化ガス燃料設備」に限られるものとする。</u></p> <p>（2）<u>第1項第7号中「附属施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号及び第43条の3の5第2項第5号における附属施設（核燃料施設の中の圧力容器を含む。）と同じとする。</u></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1） [略]</p>	<p><u>（1）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</u></p> <p><b>I. 高圧ガス保安法関係</b></p> <p>第3条関係（適用除外）</p> <p>（1）<u>第1項第6号の「電気工作物」の適用範囲となる「液化石油ガス貯槽」は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の全部を改正する省令（平成9年通商産業省令第51号）」の施行に伴い、第1項第6号中「電気工作物」に該当する「液化ガス用貯槽」はより、平成9年6月1日以降に施設に着手したされるものについては、燃料用以外の「液化ガス用貯槽」を含み、平成9年燃料用以外の液化石油ガス貯槽も対象に含めるものとし、6月1日以前に現在で施設され、又は施設に着手されているしたものについては、燃料用以外の「液化ガス用貯槽」を含まないこととする。</u></p> <p>（2）<u>「液化石油ガス燃料設備」に限られるものとする。第1項第7号中の「附属施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第2項第5号及び第43条の3の5第2項第5号における附属施設（核燃料施設の中の圧力容器を含む。）と同じとする。</u></p> <p>第5条関係（製造の許可等）</p> <p>（1） [略]</p>

① [略]

(イ) [略]

(ロ) 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表の上欄に掲げるガスにあっては表の下欄に掲げる値。以下（5）及び（6）において同じ。）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第10条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者）にあっては、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの）を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合

なお、(ロ)に掲げる場合において、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理能力を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあっては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

② [略]

(2) [略]

① [略]

② 計算について

(イ)・(ロ) [略]

(ハ) 処理量は、理想気体換算とする。（単位 $m^3/日$ （Normal））

ただし、コールド・エバポレータについては液量によるものとする。

(ニ) [略]

③ 容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為（容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合であって、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所において、容器再検査のために必要な高圧ガスを容器に充填する行為を含む。）（以下「再検査充填」という。）

(3)・(4) [略]

(5) 第2項「製造の事業を行う者」とは、製造を継続、かつ、反復して行うものであって、例えば、詰替を業とする者又は製造設備の処理能力が100立方メートル未満の設備を使用する製造業者が本項の適用を受けることとなる。

(6) 処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。この場合製造設備の処理能力が100立方メートル以上のものである場合には、第1項第1号に規定する高圧ガスの製造となる。

ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

① [略]

(イ) [略]

(ロ) 事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表第1号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気のみが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第10条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者）にあっては、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの）を含む。）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない場合

なお、(ロ)に掲げる場合において、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に法第5条第1項の許可を受けた施設の一部を、製造施設の処理を合算しないことにより法第5条第2項に係る届出を行う場合にあっては、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

② [略]

(2) [略]

① [略]

② 計算について

(イ)・(ロ) [略]

(ハ) 処理量は、理想気体換算とする。（単位 $Nm^3/日$ ）

ただし、コールド・エバポレータについては液量によるものとする。

(ニ) [略]

③ 容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為（容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合であって、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所（以下「スタンド等」という。）において、容器再検査のために必要な高圧ガスを容器に充填する行為を含む。）（以下「再検査充填」という。）

(3)・(4) [略]

(5) 第2項「製造の事業を行う者」とは、製造を継続、かつ、反復して行うものであって、例えば、詰替を業とする者又は1日の処理容積が100立方メートル（高圧ガス保安法施行令第3条表第1項上欄に掲げるガスにあっては、300立方メートルとする。（6）において同じ。）未満の設備を使用する製造業者が本項の適用を受けることとなる。

(6) 処理設備等において、①高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること。②高圧ガスの圧力を更に上昇させること。③高圧ガスを当該高圧ガスよりも低い高圧ガスにすること。④気体を高圧ガスである液化ガスにすること。⑤液化ガスを気化させ高圧ガスにすること。⑥高圧ガスを容器に充填すること等高圧ガスの状態を人為的に生成することは高圧ガスの製造に該当する。この場合処理設備の能力が1日100立方メートル以上のものである場合には、第1項第1号に規定する高圧ガスの製造となる。

ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

(7) [略]

(8) 一般高圧ガス保安規則第7条の4の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて顧客自らが行う車両への充填に係る行為は、本条第1項の製造の許可を受けた事業者による指示・監視及び設備の安全対策等に基づく保安管理体制の下で行われることとなるため、車両への充填に係る行為を従業者が行う場合と同様に、当該製造の許可を受けた行為であるとみなす。

(9) ~ (11) [略]

#### 第8条関係（許可の基準）

(1) [略]

(2) 第1号中「製造に係る貯蔵及び導管による輸送」とは、製造をした高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵及び導管輸送する場合における貯蔵及び導管輸送を意味する。

なお、導管輸送について高圧ガスの製造者又は受入者のうちいずれか一方の者が製造に係る導管による輸送として都道府県知事又は指定都市の長の許可等を受けたときは、他方が当該輸送について重複して許可を要する事態は生じない。

また、製造に係る導管が2以上の都道府県又は指定都市にわたるときは、当該製造を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県（当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市）が一括して許可の申請を受理し、申請を受けた都道府県又は指定都市が導管の一部の所在地を管轄する他の都道府県と協議したうえで許可又は不許可の処分を行うことが望ましい。完成検査についても同様とする。

#### 第16条関係（貯蔵所）

(1) 第1項は、300立方メートル（高圧ガス保安法施行令第5条表の上欄に掲げるガスにあっては表の下欄に掲げる値）以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、許可が必要であることを規定したものであり、貯蔵するガスの種類に応じた貯蔵の方法を規定したものである。なお、第2項の技術上の基準に照らして、貯蔵するガスの種類に応じて貯蔵の方法を制限する必要がある場合には、条件を付して許可することが望ましい。

また、容器又は容器以外の貯蔵設備（以下本項において「設備」という。）が2以上ある場合の貯蔵量の算出は、以下の①及び②の方法により合算して行うものとする。この場合、消火の目的で設置した消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。以下「消火設備内高圧ガス」という。）とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高圧ガスとそれ以外の高圧ガスとは区分し、両者は合算しないものとする。

なお、これにより算出した結果、設備と設備の間が30m以下となる敷地内又は同一構築物内に、複数の貯蔵所が存在することとなる場合には、設置許可等は一括申請してもよいものとする。また、②(ii)

また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成形又は加工に用いる金型等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しないこととする。

(7) [略]

[新設]

(8) ~ (10) [略]

#### 第8条関係（許可の基準）

(1) [略]

(2) 第1号中「製造に係る貯蔵及び導管による輸送」とは、製造をした高圧ガス及び原料ガスを高圧ガスの状態で貯蔵及び導管輸送する場合における貯蔵及び導管輸送を意味する。

なお、導管輸送について高圧ガスの製造者又は原料ガスの受入者のうちいずれか一方が製造に係る導管による輸送として都道府県知事又は指定都市の長の許可等を受けたときは、他方が当該輸送について重複して許可を要する事態は生じない。

また、製造に係る導管が2以上の都道府県又は指定都市にわたるときは、当該製造を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県（当該事業所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が令第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市）が一括して許可の申請を受理し、申請を受けた都道府県又は指定都市が導管の一部の所在地を管轄する他の都道府県と協議したうえで許可又は不許可の処分を行うことが望ましい。完成検査についても同様とする。

#### 第16条関係（貯蔵所）

(1) 第1項は、300立方メートル以上（高圧ガス保安法施行令第5条表第1号上欄に掲げるガスにあっては3,000立方メートル以上、同条表第2号上欄に掲げるガスにあっては3,000立方メートル以上とする。以下本項において同じ。）以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、許可が必要であることを規定したものであり、貯蔵するガスの種類に応じた貯蔵の方法を規定したものである。なお、第2項の技術上の基準に照らして、貯蔵するガスの種類に応じて貯蔵の方法を制限する必要がある場合には、条件を付して許可することが望ましい。

また、容器又は容器以外の貯蔵設備（以下本項において「設備」という。）が2以上ある場合の貯蔵量の算出は、以下の①及び②の方法により合算して行うものとする。この場合、消火の目的で設置した消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。以下「消火設備内高圧ガス」という。）とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火設備内高圧ガスとそれ以外の高圧ガスとは区分し、両者は合算しないものとする。

なお、これにより算出した結果、設備と設備の間が30m以下となる敷地内又は同一構築物内に、複数の貯蔵所が存在することとなる場合には、設置許可等は一括申請してもよいものとする。また、②(ii)

の規定が本内規に追加された平成28年11月1日以前に設置された貯蔵所にあつては、②(ii)の規定により貯蔵量の算出をしてもよいものとする。その際、第一種貯蔵所が第二種貯蔵所となる場合は、法第17条の2第1項の規定に基づき届け出る必要があるが、当該届出にあたり、第一種貯蔵所の許可の際に添付した図面等を省略することができる。

①・② [略]

(2) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15m<sup>3</sup>以下の場合については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器内の高圧ガスについては、本条を適用しないこととする。

#### 第39条の10関係（認定を受けた者の義務）

第2項及び第3項の規定に基づき認定を受けた者が作成する「検査の記録」とは、記載事項が法定要件に合致しており、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態にあるものであれば電磁的方法による記録でも差し支えないものとする。

#### 第48条関係（充てん）

一般高圧ガス保安規則第7条の4の基準に適合する圧縮水素スタンドにおいて、圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ当該圧縮水素の充填を行う際に、当該容器が第1項第5号に該当するものであることを事業者が確認する場合には、同規則第7条の4第3項第1号で準用する同規則第6条第2項第2号又はルに基づき行う確認と同様の方法により行うものとする。（(2)一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第7条の4関係参照）

#### 第60条関係（帳簿）

(1) 第1項中及び第2項中でいう「帳簿」とは、記載事項が法定要件に合致しており、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態であれば電磁的方法による記録でも差し支えないものとする。

(2)～(4) [略]

## II. 政令関係

#### 第2条関係（適用除外）

(1) 第2項中「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断機であつて、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」とは、次のものとする。

(イ)～(チ) [略]

の規定が本内規に追加された平成28年11月1日以前に設置された貯蔵所にあつては、②(ii)の規定により貯蔵量の算出をしてもよいものとする。その際、第1種貯蔵所が第2種貯蔵所となる場合は、法第17条の2第1項の規定に基づき届け出る必要があるが、当該届出にあたり、第1種貯蔵所の許可の際に添付した図面等を省略することができる。

①・② [略]

(2) 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器及び一つの容器内のガスの容積が0.15m<sup>3</sup>以下の場合については、当該容器内の高圧ガスの貯蔵量を、貯蔵所の貯蔵量と合算しないこととする。また、当該容器については、本条を適用しないこととする。

#### 第39条の10関係（認定を受けた者の義務）

第2項及び第3項の規定に基づき認定を受けた者が作成する「検査の記録」とは、記載事項が法定要件に合致しており、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態にあるものであればフロッピーディスク等でも差し支えないものとする。

[新設]

#### 第60条関係（帳簿）

(1) 第1項中及び第2項中でいう「帳簿」とは、記載事項が法定要件に合致しており、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態であればフロッピーディスク等でも差し支えないものとする。

(2)～(4) [略]

## II. 政令関係

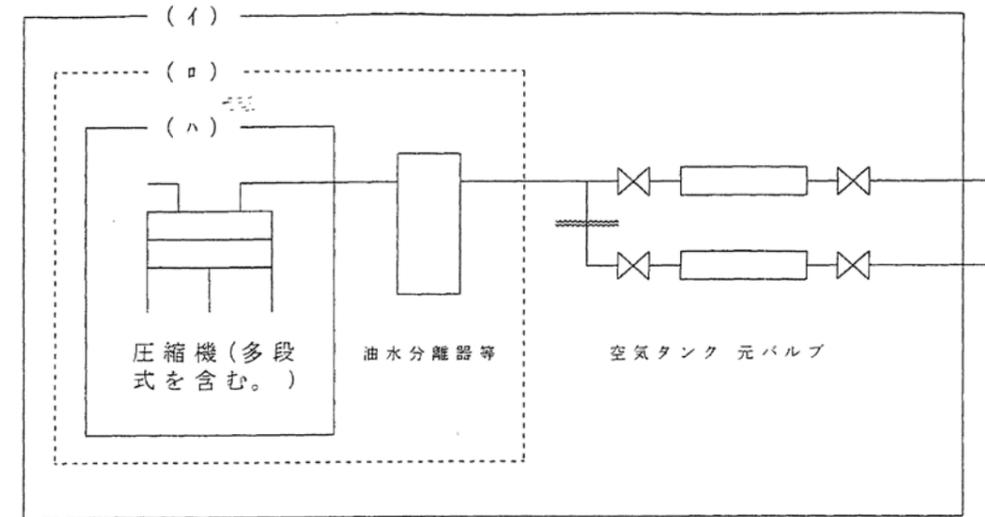
#### 第2条関係（適用除外）

(1) 第2項中「発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断機であつて、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するもの」とは、次のものとする。

(イ)～(チ) [略]

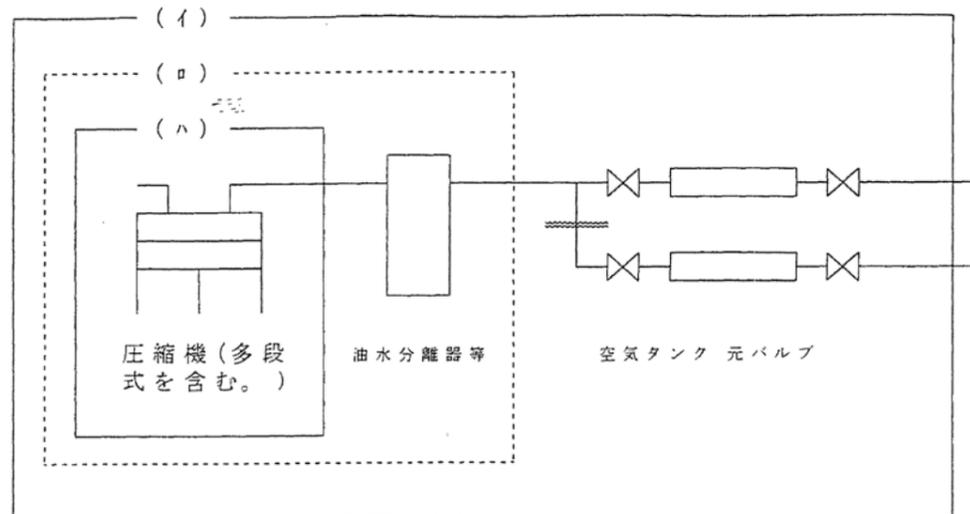
(リ) 変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断器

(リ) 変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断器



(2) 第3項第1号中「圧縮装置」とは、圧縮機、空気タンク（設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものに限る。）、配管、油分離器等（位置は任意）から構成されるもの又は空気タンク等を有しない圧縮機をいい、次図の例に示す（イ）、（ロ）又は（ハ）の範囲内の装置とする。また、この圧縮装置には、圧縮機と同様の圧縮機構（往復動や遠心式等）で空気を圧縮すると同時に圧縮装置内で加工・成形する機器類を含むものとする。

(2) 第3項第1号中「圧縮装置」とは、圧縮機、空気タンク（設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものに限る。）、配管、油分離器等（位置は任意）から構成されるもの又は空気タンク等を有しない圧縮機をいい、次図の例に示す（イ）、（ロ）又は（ハ）の範囲内の装置とする。また、この圧縮装置には、圧縮機と同様の圧縮機構（往復動や遠心式等）で空気を圧縮すると同時に圧縮装置内で加工・成形する機器類を含むものとする。



「温度35度においてゲージ圧力5メガパスカル」とは、空気タンクを有する圧縮装置（上図の（イ）のケース）については、空気タンク内の圧力を温度35度における圧力に換算した圧力とし、空気タンクを有しない圧縮装置（上図（ロ）又は（ハ）のケース）については、圧縮機の吐出し

「温度35度においてゲージ圧力5メガパスカル」とは、空気タンクを有する圧縮装置（上図の（イ）のケース）については、空気タンク内の圧力を温度35度における圧力に換算した圧力とし、空気タンクを有しない圧縮装置（上図（ロ）又は（ハ）のケース）については、圧縮機の吐出し

圧力を温度35度における圧力に換算した圧力とする。

なお、上記圧縮装置から排出された圧縮空気については、以下のとおり運用することとする。

①・② [略]

(3)～(5) [略]

(6) 第3項第5号の「オートクレーブ」とは、いわゆる「バッチ式反応釜」をいい、例えば下図のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は含まれない。

(7) 第3項第8号中「圧力0.8メガパスカル」とは、液化ガスの蒸気圧をいい、液化フルオロカーボン12及び液化フルオロカーボン134aはこの条件に適合する。ただし、エアゾール（二重構造容器に充填されたものであって、噴射剤が単一の液化ガスであるものを除く。）のように、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性値が不明の場合には、温度35℃における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなすこととする。

## (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

[略]

第1項第9号中貯蔵設備の貯蔵能力について

「貯蔵設備の貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には配管により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、配管により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力（例えば、2時間を超えて7トンタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合のローリーの容器の貯蔵能力も含む。）の合計をいい、法第16条の容積の算定（接続の有無とは無関係に同一場所について合計する。）とは異なるものとする。

「貯蔵の常用の温度における液化ガスの比重」とは、液化ガスが使用される場合に、当該ガスがその使用過程において通常なりうる最高の温度における液化ガスの比重をいう。

[略]

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

1. [略]

2. ガス工作物である昇圧供給装置に天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して天然ガスを充填する行為については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される天然ガス自動車、カードル等の高圧ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第175条の規定により、高圧ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、充填された天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧ガス保安法が適用される。

3. [略]

《参考》

[略]

《概要図》

[略]

[略]

圧力を温度35度における圧力に換算した圧力とする。

なお、上記圧縮装置から排出された圧縮空気については、以下のとおり運用することとする。

①・② [略]

(3)～(5) [略]

(6) 第3項第5号の「オートクレーブ」とは、いわゆる「バッチ式反応釜」をいい、例えば下図のように常時配管により他の設備と結ばれている釜は含まれない。

第3項第8号中「圧力0.8メガパスカル」とは、液化ガスの蒸気圧をいい、液化フルオロカーボン12及び液化フルオロカーボン134aはこの条件に適合する。ただし、エアゾール（二重構造容器に充填されたものであって、噴射剤が単一の液化ガスであるものを除く。）のように、缶の内容物が混合物であって、蒸気圧の物性値が不明の場合には、温度35℃における缶の内圧をもって、液化ガスの蒸気圧とみなすこととする。

## (2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

[略]

第1項第9号中貯蔵設備の貯蔵能力について

「貯蔵設備の貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には配管により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、配管により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力（例えば、2時間を超えて7トンタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合のローリーの容器の貯蔵能力も含む。）の合計をいい、法第24条の2の解釈と同様であり、法第16条の容積の算定（接続の有無とは無関係に同一場所について合計する。）とは異なるものとする。

「貯蔵の常用の温度における液化ガスの比重」とは、液化ガスが使用される場合に、当該ガスがその使用過程において通常なりうる最高の温度における液化ガスの比重をいう。

[略]

第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて

1. [略]

2. ガス工作物である昇圧供給装置に天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して天然ガスを充填する行為については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される天然ガス自動車、カードル等の高圧ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第47条の4の規定により、高圧ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、充填された天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧ガス保安法が適用される。

3. [略]

《参考》

[略]

《概要図》

[略]

[略]

### 第3条関係

(1) 「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

(2) 「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

第2項第6号において、「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

(3) 第7条の4に規定する圧縮水素スタンドは、保安管理上、同条第1項第2号に規定する監視所と密接不可分の関係にあるものであり、これらが地理的に離れていても同一の事業所として扱う。なお、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とは、監視所の所在地を管轄する都道府県知事ではなく、実際に高圧ガスを取り扱う圧縮水素スタンドの所在地を管轄する都道府県知事である。

### 第6条関係

1. ～6. [略]

7. [略]

①～⑤ [略]

⑥ 危険物の規制に関する政令第19条の技術上の基準が適用される一般取扱所のタンク

なお、第1項第11号の「第二種特定設備その他設計上常用の圧力の1.5倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）」とは、特定設備検査規則第2条第17号に規定する第二種特定設備及び一般高圧ガス保安規則第6条第1項第13号の規定（同規則内で準用する場合を含む）に基づく十分な強度を有するための肉厚の算定を特定設備検査規則第12条の第二種特定設備に係る規定を準用して行う高圧ガス設備とする。（第二種特定設備に係る規定を準用して肉厚を算定することのできる設備は、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第14号）8. 高圧ガス設備及び導管の強度」による。）

8. ～17. [略]

### 第7条の4関係

(1) 圧縮水素スタンドにおいて圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器へ当該圧縮水素の充填を行う際に、当該容器が第3項第1号で準用する第6条第2項第2号又はル中「15年を経過したもの」等であるか否かを事業者が確認する場合には、当該事業所の従業者が直接目視により確認する方法又はこれと同等程度の適切な方法（例えば、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検

### 第3条関係

「事業所」とは、通常社会通念的に一つの事業の内容たる活動が行われる場所であって、原則として当該場所が第三者の道路によって分離されていない等地理的に一体化しているものをいう。

「移動式製造設備の使用の本拠」とは、車庫（2以上の車庫がある場合には主として使用するもの）をいい、車庫がない場合には、当該設備を使用していないときに通常置く場所をいう。

第2項第6号において、「貯蔵設備を有しない移動式製造設備」とは、車のついた圧縮機のような貯蔵設備を有していない移動式製造設備をいう。

バルクローリ等の「貯蔵設備を有する移動式製造設備」（容器と製造設備が接続され、一体として移動する製造設備）で高圧ガスの貯蔵を行う場合は図面が必要であるが、貯蔵設備を有しない移動式製造設備は貯蔵を行うことがないため除いたものである。

なお、移動式製造設備の許可を受ける場合であって当該設備で高圧ガスの貯蔵を行う場合は、この号に基づく「貯蔵場所の技術上の基準に関する事項」及び「貯蔵場所の位置及び付近の状況を示す図面」の提出が必要となる。

[新設]

### 第6条関係

1. ～6. [略]

7. [略]

①～⑤ [略]

⑥ 危険物の規制に関する政令第19条の技術上の基準が適用される一般取扱所のタンク

なお、第1項第11号の「第二種特定設備その他設計上常用の圧力の1.5倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）」とは、特定設備検査規則第2条第17号に規定する第二種特定設備及び一般高圧ガス保安規則第6条第13号の規定（同規則内で準用する場合を含む）に基づく十分な強度を有するための肉厚の算定を特定設備検査規則第12条の第二種特定設備に係る規定を準用して行う高圧ガス設備とする。（第二種特定設備に係る規定を準用して肉厚を算定することのできる設備は、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第14号）8. 高圧ガス設備及び導管の強度」による。）

8. ～17. [略]

[新設]

査の方法等を定める告示（容器則細目告示）の様式で定められた車載容器総括証票に記載された情報を記録した記録媒体と販売時点情報管理（POS）システムの連動により行う相互の情報の照合と、これを補完するための監視による確認を組み合わせる方法等）により、事業者の責任において当該基準を確実に遵守するための措置を講じてすること。

（２）第１項第２号イ及び第２項第２号イ中「設備又は措置の運転状況を監視する措置」は、設備の異常の有無を確認し必要な制御を行うために、当該設備の状態を常時把握する必要があるものを対象とし、例えば、機器類の圧力・温度等の情報を電気信号で外部発信しない計測器の測定情報、自力式で開く安全弁の作動状況、消火設備の設置状況、貯槽や充填容器を被覆している断熱材の外観、保安電力の残容量等は、巡回点検の際に確認するものとし、必ずしも監視を要しない。

（３）第３項第３号中「顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと」とは、顧客の入場から退場までの安全を確保するため、例えば、監視所に常駐する監視者が、入場センサー等により顧客の入場を即座に確認するとともに、インターホン等により顧客の一連の行為に対し必要に応じて補助又は非常時の指示等を適切に行うこと等をいう。

第 8 条関係

（１） [略]

（２）第 2 項第 1 号イの運用については、移動式製造設備を使用する者（当該設備を製造設備とする製造施設を所有し、又は占有するものに限る。以下「輸送者」という。）は、移動式製造設備より充填する前に、受入者が定めた第 8 条の技術上の基準を満足する停止位置に正しく停止することが望ましい。

（３） [略]

[略]	[略]	[略]
1. [略]	① [略]	① [略]
	② [略]	② [略]
	③ [略]	③ [略]
	④ [略]	
	⑤ [略]	
2. [略]	① [略]	① [略]

3. 1. 以外の移動式製造設備（スクーバダイビング等）

①法第 5 条第 1 項の許可は、実際に移動式製造設備を使用する場所ごとに受ける。ただし、移動式製造設備の使用について保安上の管理を行う事業所が別にある場合には、その事業所を第 3 条第 1 項括弧内の「使用の本拠」とし、当該移動式製造設備の使用の本拠となる事業所に所属する製造施設として扱うことができる。

②高圧ガスの製造に際し、実際に移動式製造設備を使用する事業所ごとに保安係員を選任することとなるが、①のただし書により許可を受けた場合であって、使用の本拠となる場所において保安係員が選任されている場合は、この限りでない。

なお、この場合において、保安係員は法第 3 2 条第 3 項の管理責任との関係で自ら製造の作業に立ち会うか又は実際に製造設備を使用する者（当該許可を受けた者と雇用関係のある者に限る。）に対して保安上の指示を与え、適切な措置をとることができる体制にある者でなければならない。

第 8 条関係

（１） [略]

（２）第 2 項第 1 号イの運用については、移動式製造設備を使用する者（当該設備を製造設備とする製造施設を所有し、又は占有するものに限る。以下「輸送者」という。）は、移動式製造設備より充填する前に、受入者が定めた第 8 条の技術上の基準を満足する停止位置に正しく停止することが望ましい。

（３） [略]

[略]	[略]	[略]
1. [略]	① [略]	① [略]
	② [略]	② [略]
	③ [略]	③ [略]
	④ [略]	
	⑤ [略]	
2. [略]	① [略]	① [略]

3. 1. 以外の移動式製造設備（スクーバダイビング等）

①法第 5 条第 1 項の許可は、実際に移動式製造設備を使用する場所ごとに受ける。ただし、移動式製造設備の使用について保安上の管理を行う事業所が別にある場合には、その事業所を第 3 条第 1 項括弧内の「使用の本拠」とし、当該移動式製造設備の使用の本拠となる事業所に所属する製造施設として扱うことができる。

②高圧ガスの製造に際し、実際に移動式製造設備を使用する事業所ごとに保安係員を選任することとなるが、①のただし書により許可を受けた場合であって、使用の本拠となる場所において保安係員が選任されている場合は、この限りでない。

なお、この場合において、保安係員は法第 3 2 条第 3 項の管理責任との関係で自ら製造の作業に立ち会うか又は実際に製造設備を使用する者（当該許可を受けた者と雇用関係のある者に限る。）に対して保安上の指示を与え、適切な措置をとることができる体制にある者でなければならない。

(4)～(6) [略]

第12条関係

第2項第4号イ中「熱湿布」は、第6条関係15の2.と同様である。

第13条関係

第2号中「制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置」とは、自動車の制動又は原動機によって得られる動力を油圧ポンプで油圧エネルギーに変換を行い、一旦貯蔵した後、発進又は加速時に油圧モータを介して再度動力に変換を行うもので、同号の基準によるほか、次に該当するものをいう。

(1)、(2) [略]

(3) 使用する材料は、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第14号)9. ガス設備等に使用する材料」の規定によること。

(4)～(6) [略]

第60条関係

第1項第3号イについて

第1項第3号イ中「熱湿布」は、第6条関係15の2.と同様である。

第1項第7号について

「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第14号)35. シリンダーキャビネット」の規定によるシリンダーキャビネットに収納して消費する場合、本号の規定を満たしているものとする。

第1項第10号において、「消費に使用する設備(家庭用設備を除く。)から5メートル以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁じ」とあるが、在宅酸素療法において酸素を小規模に消費する設備の場合は、直近において喫煙し、あるいは火気を使用する場合を除いて、その危険性は非常に低い。したがって、在宅酸素療法において酸素を内容積5リットル以下の容器を用いて消費する設備及び酸素を内容積5リットル超の容器を用いて消費する設備のうち減圧設備より下流の設備については、本号の規定にかかわらず、直近での喫煙及び火気の使用のみを禁止するものとして運用するものとする。

なお、その場合、漏えいした酸素が滞留しないようにすること。

第62条関係

第62条第1項第8号イ中「熱湿布」は、第6条関係15の2.と同様である。

第4号中「継続かつ反覆して廃棄するとき」とは、容器解体業者、容器検査所等が、業として廃棄を行う場合及び製造の工程において、常時廃棄を行う場合をいう。

第63条関係

(1) 法第27条の2第1項第1号の経済産業省令で定める者として、第64条第2項各号に規定する「保安について監督させる場合の者」(保安監督者)等による保安管理体制をとる場合においては、第2項第2号中「保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務」

(4)～(6) [略]

第12条関係

第2項第4号イ中「熱湿布」は、第6条関係14の2.と同様である。

第13条関係

第2号中「制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置」とは、自動車の制動又は原動機によって得られる動力を油圧ポンプで油圧エネルギーに変換を行い、一旦貯蔵した後、発進又は加速時に油圧モータを介して再度動力に変換を行うもので、同号の基準によるほか、次に該当するものをいう。

(1)、(2) [略]

(3) 使用する材料は、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)9. ガス設備等に使用する材料」の規定によること。

(4)～(6) [略]

第60条関係

第1項第3号イについて

第1項第3号イ中「熱湿布」は、第6条関係14の2.と同様である。

第1項第7号について

「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成13・03・23原院第1号)35. シリンダーキャビネット」の規定によるシリンダーキャビネットに収納して消費する場合、本号の規定を満たしているものとする。

第1項第10号において、「消費に使用する設備(家庭用設備を除く。)から5メートル以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁じ」とあるが、在宅酸素療法において酸素を小規模に消費する設備の場合は、直近において喫煙し、あるいは火気を使用する場合を除いて、その危険性は非常に低い。したがって、在宅酸素療法において酸素を内容積5リットル以下の容器を用いて消費する設備及び酸素を内容積5リットル超の容器を用いて消費する設備のうち減圧設備より下流の設備については、本号の規定にかかわらず、直近での喫煙及び火気の使用のみを禁止するものとして運用するものとする。

なお、その場合、漏えいした酸素が滞留しないようにすること。

第62条関係

第62条第1項第8号イ中「熱湿布」は、第6条関係14の2.と同様である。

第4号中「継続かつ反覆して廃棄するとき」とは、容器解体業者、容器検査所等が、業として廃棄を行う場合及び製造の工程において、常時廃棄を行う場合をいう。

第63条関係

[新設]

とあるのは、「保安監督者その他従業者の行うべき職務」と読み替えるものとする。

(2) 第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにおいて、第64条第2項第5号に規定する「保安について監督させる場合の者」(保安監督者)による保安管理体制をとる場合、第2項各号に掲げる事項の細目を定める危害予防規程には、危険時の措置を含む保安管理体制の運用を具体的に示すために、当該圧縮水素スタンド及び監視所の所在地、保安監督者の職務、監視所で監視を行う者の職務、監視の体制、第7条の4第3項第2号の点検を行う者(点検者)の職務、法第36条第1項の災害の発生の防止のための応急の措置(以下「危険時の措置」という。)を行う者の職務及び常駐する場所(当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに危険時の措置に対応できる場所とすること。)の所在地、駆けつけ時間及び当該時間を定めた根拠、付近の住民への退避警告に関する事等も明記すること。

ここでいう駆けつけ時間とは、当該圧縮水素スタンドにおいて高圧ガスによる事故、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(広域災害等により駆けつけが困難な場合を除く。)に、保安監督者又は危険時の措置を行う者が、異常を覚知してから当該圧縮水素スタンドに到着するまでの時間とし、30分を超えない範囲で、法第36条第1項が求める内容に照らして合理的な時間を設定すること。この駆けつけ時間を定めるにあたっては、瞬時に発災があった場合も想定することとし、事故時、災害時の対応に影響を与える要因(例えば、圧縮水素スタンドの保安設備の整備状況、圧縮水素スタンド周辺の立地環境、周辺住民の理解及び地域の関係企業・団体との連携状況等)も勘案すること。

(3) 第3項第5号中「警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の運転」については、不連続的作業の場合は、原則として停止すること。

### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

[略]

第1項第6号について

第6号中「貯蔵設備の貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には配管により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、配管により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力(例えば、2時間を超えて7トンタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合のローリーの容器の貯蔵能力も含む。)の合計をいい、法第16条の容積の算定(接続の有無とは無関係に同一場所について合計する。)とは異なるものとする。

「貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重」とは、液化石油ガスが使用される場合に、当該ガスがその過程において通常なりうる最高の温度における液化石油ガスの比重をいうが、「液化石油ガスの成分」、「通常なりうる最高の温度」等について不明確な場合が多いので次のように統一して運用することが望ましい。

本号の「常用の温度における液化石油ガスの比重」は、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの比重」として保安距離を算定する。(この場合、当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合はボタンが貯蔵されるものとして、また、成分が不定の場合は比重の最大のもので貯蔵されるものとして算定する。)

[略]

第9条関係

[新設]

第3項5号中「警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の運転」については、不連続的作業の場合は、原則として停止すること。

### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第2条関係

[略]

第1項第6号について

第6号中「貯蔵設備の貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には配管により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、配管により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力(例えば、2時間を超えて7トンタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合のローリーの容器の貯蔵能力も含む。)の合計をいい、法第24条の2の解釈と同様であり、法第16条の容積の算定(接続の有無とは無関係に同一場所について合計する。)とは異なるものとする。

「貯槽の常用の温度における液化石油ガスの比重」とは、液化石油ガスが使用される場合に、当該ガスがその過程において通常なりうる最高の温度における液化石油ガスの比重をいうが、「液化石油ガスの成分」、「通常なりうる最高の温度」等について不明確な場合が多いので次のように統一して運用することが望ましい。

本号の「常用の温度における液化石油ガスの比重」は、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの比重」として保安距離を算定する。(この場合、当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合はボタンが貯蔵されるものとして、また、成分が不定の場合は比重の最大のもので貯蔵されるものとして算定する。)

[略]

第9条関係

(1) 第2項第1号口の運用については、移動式製造設備を使用する者（当該設備を製造設備とする製造施設を所有し又は占有する者に限る。以下「輸送者」という。）は、移動式製造設備により充填する前に、受入者が定めた第9条の技術上の基準を満足する停止位置に正しく停止することが望ましい。

(2)～(5) [略]

#### 第58条関係

第1号イ中「熱湿布」は、第6条関係13の2.と同様である。

#### 第60条関係

第3号中「継続かつ反復して廃棄するとき」とは、容器解体業者、容器検査所等が、業として廃棄を行う場合及び製造の工程において常時廃棄を行う場合をいう。

第5号イ中「熱湿布」は、第6条関係13の2.と同様である。

### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

#### 第2条関係

[略]

#### 第1項第10号中貯蔵設備の貯蔵能力について

「貯蔵設備の貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には、配管により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、配管により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力（例えば、2時間を超えて7トンタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合のローリーの容器の貯蔵能力も含む。）の合計をいい、法第16条の容積の算定（接続の有無とは無関係に同一場所について合計する。）とは異なるものとする。

「貯槽の常用の温度における液化ガスの比重」とは、液化ガスが使用される場合に、当該ガスがその使用過程において通常なりうる最高の温度における液化ガスの比重をいう。ただし、特定液化石油ガスにあっては、「液化石油ガスの成分」、「通常なりうる最高の温度」等について不明確な場合が多いので次のように統一して運用することが望ましい。

本号の「常用の温度における液化ガスの比重」は、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの比重」として保安距離を算定する。（この場合、当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合はブタンが貯蔵されるものとして、また、成分が不定の場合は比重の最大のものが貯蔵されるものとして算定する。）

[略]

#### 第5条関係

1.～9. [略]

10. [略]

①～⑤ [略]

⑥ 危険物の規制に関する政令第19条の技術上の基準が適用される一般取扱所のタンク

なお、第1項第17号の「第二種特定設備その他設計上常用の圧力の1.5倍より小さい圧力

(1) 第2項第1号口の運用については、移動式製造設備を使用する者（当該設備を製造設備とする製造施設を所有し又は占有する者に限る。以下「輸送者」という。）は、移動式製造設備により充填する前に、受入れ者が定めた第9条の技術上の基準を満足する停止位置に正しく停止することが望ましい。

(2)～(5) [略]

#### 第58条関係

第1号イ中「熱湿布」は、第6条関係12の2.と同様である。

#### 第60条関係

第3号中「継続かつ反復して廃棄するとき」とは、容器解体業者、容器検査所等が、業として廃棄を行う場合及び製造の工程において常時廃棄を行う場合をいう。

第5号イ中「熱湿布」は、第6条関係12の2.と同様である。

### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

#### 第2条関係

[略]

#### 第1項第10号中貯蔵設備の貯蔵能力について

「貯蔵設備の貯蔵能力」とは、貯蔵設備が貯槽である場合には、配管により連結された貯槽の内容積に応じて算出された貯蔵能力、容器である場合には、配管により連結された容器の内容積に応じて算出された貯蔵能力（例えば、2時間をこえて7トンタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合のローリーの容器の貯蔵能力も含む。）の合計をいい、法第24条の2の解釈と同様であり、法第16条の容積の算定（接続の有無とは無関係に同一場所について合計する。）とは異なるものとする。

「貯槽の常用の温度における液化ガスの比重」とは、液化ガスが使用される場合に、当該ガスがその使用過程において通常なりうる最高の温度における液化ガスの比重をいう。ただし、特定液化石油ガスにあっては、「液化石油ガスの成分」、「通常なりうる最高の温度」等について不明確な場合が多いので次のように統一して運用することが望ましい。

本号の「常用の温度における液化ガスの比重」は、「温度40度における当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの比重」として保安距離を算定する。（この場合、当該貯槽に貯蔵される液化石油ガスの成分が不明の場合はブタンが貯蔵されるものとして、また、成分が不定の場合は比重の最大のものが貯蔵されるものとして算定する。）

[略]

#### 第5条関係

1.～9. [略]

10. [略]

①～⑤ [略]

⑥ 危険物の規制に関する政令第19条の技術上の基準が適用される一般取扱所のタンク

なお、第1項第17号の「第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力

で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）とは、特定設備検査規則第2条第17号に規定する第二種特定設備及びコンビナート等保安規則第5条第1項第17号の規定（同規則内で準用する場合を含む）に基づく十分な強度を有するための肉厚の算定を特定設備検査規則第12条の第二種特定設備に係る規定を準用して行う高圧ガス設備とする。（第二種特定設備に係る規定を準用して肉厚を算定することのできる設備は、「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第15号）5. 高圧ガス設備及び導管の強度」による。）

11. ～23. [略]

#### 第39条関係

第39条第4号へ（イ）中「熱湿布」は、第5条関係21の2.と同様である。

#### （5）冷凍保安規則の運用及び解釈について

##### 第36条関係

（1）・（2） [略]

（3） [略]

① 法第3条第1項及びガス事業法第175条の規定により、法の適用を除外されている施設内における高圧ガスの製造に関する経験

②～⑥ [略]

#### （7）高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の運用及び解釈について

##### 第2条関係

[略]

##### 第4号について

[略]

##### 第6号について

[略]

#### （8）特定設備検査規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

（1） [略]

（2） 一日の冷凍能力が3トン以上の付属冷凍設備（冷凍保安規則第64条が適用される間接冷却式の付属冷凍設備を除く。）に係る高圧ガス設備は、特定設備検査規則の適用を受けるので念のため。

（3）～（5） [略]

で耐圧試験を行う必要のある設備（以下「第二種特定設備等」という。）とは、特定設備検査規則第2条第17号に規定する第二種特定設備及びコンビナート等保安規則第5条第17号の規定（同規則内で準用する場合を含む）に基づく十分な強度を有するための肉厚の算定を特定設備検査規則第12条の第二種特定設備に係る規定を準用して行う高圧ガス設備とする。（第二種特定設備に係る規定を準用して肉厚を算定することのできる設備は、「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第15号）5. 高圧ガス設備及び導管の強度」による。）

11. ～23. [略]

#### 第39条関係

第39条第4号へ（イ）中「熱湿布」は、第5条関係20の2.と同様である。

#### （5）冷凍保安規則の運用及び解釈について

##### 第36条関係

（1）・（2） [略]

（3） [略]

① 法第3条第1項及びガス事業法第47条の2の規定により、法の適用を除外されている施設内における高圧ガスの製造に関する経験

②～⑥ [略]

#### （7）高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の運用及び解釈について

##### 第2条関係

[略]

##### 第4号

[略]

##### 第6号

[略]

#### （8）特定設備検査規則の運用及び解釈について

##### 第3条関係

（1） [略]

（2） 一日の冷凍能力が3トン以上の付属冷凍設備（冷凍保安規則第64条が適用される間接冷却式の付属冷凍設備を除く。）に係る高圧ガス設備は、特定設備検査規則の適用を受けるので念のため。

（3）～（5） [略]